

4、器具が一人の計掛蒲團一対、燈籠蒲團一対、床子一対、被褥一対、
 5、公休日の上乗りの時業の給付をせらるる事
 6、作業服を夏季用と冬季用とに分けて支給する事
 7、作業服の洗濯費を組合が負担する事
 8、作業服の修理費を組合が負担する事
 9、作業服の購入費を組合が負担する事
 10、作業服の廃棄費を組合が負担する事
 11、夏、冬、春、秋の四回（季節別）に作業服を洗濯する事
 12、作業服の購入費を組合が負担する事
 13、作業服の修理費を組合が負担する事
 14、作業服の廃棄費を組合が負担する事
 15、作業服の購入費を組合が負担する事
 16、作業服の修理費を組合が負担する事
 17、作業服の廃棄費を組合が負担する事
 18、作業服の購入費を組合が負担する事
 19、作業服の修理費を組合が負担する事
 20、作業服の廃棄費を組合が負担する事

法人 協同會 福岡出張所

法人 協同會 福岡出張所

は掛蒲團二枚を支給すること
 5、毎月支給される小使錢の給與額は就職年限に應じ等差を
 つけること
 十二、経過並解決
 徒弟工は十月十四日歎願書を作成し前原警察署を訪問しこれ
 を提出善處方を懇願した。
 所轄署に在りては直ちに徒弟全員並事業主平茂を署に招致し
 双方の意見を聴取したる處徒弟工の要求不當ならずとして事
 業主の譲歩を懇願したる結果事業主も之を諒とし全般的に承
 認したるを以て翌十五日解決を見るに至つたのである。